

休眠預金等のお取り扱いについて

お客様各位

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただきますこととしております。

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

預金種類ごとの認可事由は以下のとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
当座預金	下記②、③に掲げる事由 ※②はATMによる残高照会・最新履歴照会。 ※③はカードの発行・再発行・回収、ATMによる支払・振込限度額変更のみ。
普通預金	下記①、②、③、④に掲げる事由 ※①は通帳の発行・再発行・通帳の切替・記帳・繰越。 ※②はATMによる残高照会・最新履歴照会。 ※③はカードの発行・再発行・回収、ATMによる支払・振込限度額変更、カードの切替、生体認証情報登録、決済用口座への切替。
貯蓄預金	下記①、②、③に掲げる事由 ※①は通帳の発行・再発行・記帳・繰越。 ※②はATMによる残高照会・最新履歴照会。 ※③はカードの発行・再発行・回収、ATMによる支払・振込限度額変更、カードの切替、生体認証情報登録。
納税準備預金	下記①に掲げる事由 ※通帳の発行・再発行・記帳・繰越。
通知預金	下記①に掲げる事由 ※通帳・証書の発行・再発行・切替・記帳・繰越。
期日指定定期預金	下記①に掲げる事由 ※通帳・証書の発行・再発行・切替・記帳・繰越。
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	同上
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	同上
変動金利定期預金	同上

預金等の種類	認可を受けた事由
定額複利預金	同上
自動継続 期日指定定期預金	下記①、④に掲げる事由 ※通帳・証書の発行・再発行・切替・記帳・繰越。
自動継続 自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）	同上
自動継続 自由金利型定期預金（大口定期預金）	同上
自動継続 変動金利定期預金	同上
自動継続 定額複利預金	同上
定期積金	下記①に掲げる事由 ※通帳の発行・再発行・切替・記帳・繰越。

- ①お客さまの申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（定期性預金で記帳する取引がない場合は除きます）もしくは繰越。
- ②お客さまによる ATM（自金庫取引）での残高の確認の求め。
- ③お客さまの申出による契約内容の変更（カード発行、再発行、回収、限度額変更、生体認証情報登録等）。
- ④総合口座取引規定にもとづく他の預金について上記①、②、③に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- 注意：財形預金、譲渡性預金、マル優口座、外貨預金は、休眠預金等活用法の対象ではございません。

以上